

◎新潟県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり善根頭首工管理規程の変更を認可した。

令和2年4月14日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称  
柏崎市三和町8番19号  
柏崎土地改良区
- 2 認可年月日  
令和2年4月1日
- 3 認可した管理規程の概要
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
  - 第3章 点検及び整備に関する事項
  - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
  - 第5章 雑則